

このマークは
めが不自由な人などが
つかおんせい
使う音声コードです。

障害者自立支援法

.....使ってみよう新しい制度.....

障害者自立支援法は、
障害のある人もない人も
安心して暮らすことができるような
地域をつくることを
目的にしています。

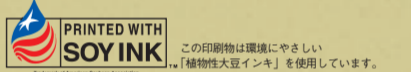
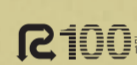
この法律は、あなたが希望する場所で暮らせるように、応援します。
この法律は、あなたが仕事ができるように、応援します。
この法律は、あなたがいきいきと活動できるように、応援します。

全国のすべての町に、相談支援専門員がいます。あなたの希望、
あなたの不安、わからないことがあれば、相談してください。








このパンフレットは、社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会によせられた、
たくさんの意見をもとにつくられました。

作成・発行 厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
ホームページ：http://www.mhlw.go.jp



どんなサービスがあるの？ 障害者自立支援法で使えるサービスにはつぎのようなものがあります。

介護給付	<p>● 居宅介護 (ホームヘルプ)</p>  <p>ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。ヘルパーが、あなたのできないことを、手伝ってくれます。 ●着替えや入浴の手伝い ●食事の用意 ●部屋の掃除や洗濯の手伝い など</p>
	<p>● 重度訪問介護</p>  <p>ヘルパーが、体に重い障害のある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをしてくれます。</p>
	<p>● 行動援護</p>  <p>重い障害のある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。</p>
	<p>● 重度障害者等 包括支援</p>  <p>重い障害のある人が、生活するために必要なサービスを、組み合わせて使うことができます。 ● 重度訪問介護と短期入所 ● 生活介護と共同生活介護 など</p>
	<p>● 児童デイサービス</p>  <p>障害のある子どもたちのためのデイサービスです。</p>
	<p>● 短期入所 (ショートステイ)</p>  <p>家族に用事があるときなどに、施設に短期間とまることができます。</p>
	<p>● 療養介護</p>  <p>重い障害のある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。</p>
	<p>● 生活介護</p>  <p>施設で、日中活動の支援を受けることができます。 ●入浴、トイレ、食事の手伝い ●作業 など</p>
	<p>● 施設入所支援</p>  <p>日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます。</p>
	<p>● 共同生活介護 (ケアホーム)</p>  <p>障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人や生活支援員から、日常生活の手伝いを受けることができます。 ●入浴、トイレ、食事の手伝い ●お金の管理 など</p>

訓練等給付	<p>● 自立訓練 (機能訓練)</p>  <p>体に障害のある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。</p>
	<p>● 自立訓練 (生活訓練)</p>  <p>障害のある人が、地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。</p>
	<p>● 就労移行支援</p>  <p>会社に就職するための訓練を受け、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。</p>
	<p>● 就労継続支援</p>  <p>会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。</p>
	<p>● 共同生活援助 (グループホーム)</p>  <p>障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。 ●お金の管理 ●食事の用意 など</p>

地域生活支援事業	<p>市区町村ではこんなサービスも行っています。</p>
	<p>● 相談支援</p> <p>困ったことがあるときや、新しくサービスを利用したいときに、相談のつてくれます。</p>
	<p>● 移動支援 (ガイドヘルプ)</p> <p>ヘルパーが、外出する手伝いをしてくれます。</p>
	<p>● 地域活動支援センター</p> <p>障害のある人が、日中活動の支援をしてもらえます。 ●生活上の相談 ●スポーツ、レクリエーション、焼き物、絵を描く など</p>
<p>● 福祉ホーム</p> <p>障害のある人が、一人で住める家です。日常生活の手伝いしてもらえます。</p>	
<p>その他にも、「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「訪問入浴サービス事業」など、いろいろあります。くわしくは、役所の入か、相談支援専門員に聞いてください。</p>	

